

【旅客】行政処分状況(令和7年12月分)

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年12月23日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社ゆいまーる 代表者新井弘人 (法人番号1360001032807) 沖縄県宮古島市字野原318番地2
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県宮古島市字野原318番地2
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	新規許可事業者であることを端緒とし、令和7年10月23日監査実施。 4件の違反が認められた。 (1)勤務時間告示違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項) (2)点呼の記録違反(運輸規則第24条第5項) (3)乗務員台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項) (4)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(道路運送法第30条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 6点 (当該営業所) 6点

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年12月24日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	太平タクシー株式会社 代表者渡辺雅之 (法人番号5360003005187) 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根564-8
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根564-8
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(195日車)及び文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年10月24日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査実施。 6件の違反が認められた。 (1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (2)業務の記録違反(運輸規則第25条第3項、第4項) (3)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項) (4)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) (6)最低賃金法違反(道路運送法第30条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 20点 (当該営業所) 20点